

# 登録速報（適用拡大）

農薬名：ザクサ液剤

登録番号：第22901号

適用拡大登録日：2021年9月8日

## 適用拡大登録内容

農薬登録申請書第6項を以下のとおり変更する。

- ① 作物名「いちご」「にら」「にんにく」を追加する。
- ② 作物名「果樹類（かんきつ、りんご、びわ、いちよう(種子)、くり、キウイフルーツ、食用桑(果実)、さんしょう(果実)を除く）」、「かんきつ」、「りんご」、「びわ」、「キウイフルーツ」、「くり」、「いちよう(種子)」、「さんしょう(果実)」、「アスパラガス」、「水田作物」、「水田作物(水田刈跡)」、「水田作物(水田畦畔)」、「花き類・観葉植物」、「樹木類」及び「樹木等」の使用時期の草丈に関する記載を削除し、【追加・変更後】のとおりとする。

### 【追加・変更後】（変更する作物のみ抜粋）

作物名	適用場所	適用雑草名	使用時期	使用量		本剤の使用回数	使用方法	グルホシネート及びグルホシネートPを含む農薬の総使用回数
				薬量	希釈水量			
いちご	—	一年生雑草	収穫前日まで (雑草生育期 定植前又は 畦間処理)	300~500 mL/10a	100~ 150L/10a	3回以内	雑草 茎葉 散布	3回以内
にら	—	一年生雑草	収穫前日まで (雑草生育期 畦間処理)	300~500 mL/10a	100~ 150L/10a	2回以内	雑草 茎葉 散布	3回以内
にんにく	—	一年生雑草	収穫前日まで (雑草生育期 萌芽前又は 畦間処理)	300~500 mL/10a	100~ 150L/10a	2回以内	雑草 茎葉 散布	2回以内

果樹類 (かんきつ、りんご、びわ、いちょう(種子)、くり、キイチルス、食用桑(果実)、さんしょう(果実)を除く)	-	一年生雑草	収穫前日まで (雑草生育期)	300~500 mL/10a	100~150 L/10a	3回以内	雑草 茎葉 散布	3回以内							
		多年生雑草		500~1000 mL/10a											
かんきつ りんご びわ キイチルス	-	一年生雑草	収穫 21 日前まで (雑草生育期)	300~500 mL/10a					2回以内	1回	2回以内				
		多年生雑草		500~1000 mL/10a											
くり	-	一年生雑草	収穫 30 日前まで (雑草生育期)	300~500 mL/10a								1回	2回以内	2回以内	
		多年生雑草		500~1000 mL/10a											
いちょう (種子)	-	一年生雑草	収穫 14 日前まで (雑草生育期)	300~500 mL/10a		3回以内		3回以内							3回以内
		多年生雑草		500~1000 mL/10a											
さんしょう (果実)	-	一年生雑草	収穫 7 日前まで (雑草生育期)	300~500 mL/10a					1回	2回以内	2回以内				
		多年生雑草		500~1000 mL/10a											
アスパラガス	-	一年生雑草	萌芽前 (雑草生育期)	300~500 mL/10a								3回以内	3回以内	3回以内	
			収穫前日まで (雑草生育期 畦間処理)												
水田作物	-	一年生雑草及び 多年生広葉雑草	収穫打切り後 (雑草生育期)	500mL/10a	3回以内	3回以内	3回以内								
			耕起前 (雑草生育期)	300~500 mL/10a											
水田作物 (水田刈跡)	水田 刈跡	一年生雑草	雑草生育期	300~500 mL/10a				3回以内	3回以内	3回以内					
水田作物 (水田畦畔)	水田 畦畔	一年生雑草 多年生雑草	収穫 7 日前まで (雑草生育期)	500~1000 mL/10a											
				雑草生育期 畦間処理							300~500 mL/10a				
花き類・ 観葉植物	-	一年生雑草	雑草生育期 畦間処理	300~500 mL/10a							3回以内	3回以内	3回以内		
樹木類			雑草生育期	300~500 mL/10a											

樹木等	公園 庭園	一年生雑草	雑草生育期	500~1000 mL/10a	100~200 L/10a	3回以内	植栽 地を 除く 樹木 等の 周辺 地に 雑草 茎葉 散布	3回以内
	堤とう 駐車場 道路 運動場 宅地 のり面 鉄道等	多年生雑草		1000~ 2000mL/10a				

※当該変更に伴い、農薬登録申請書第7項を以下のとおり変更し、全体を【変更後】のとおりとす。

(3)本剤は雑草の生育期に有効であるが、雑草が大きくなりすぎると効果が劣るので、草丈30cm程度を目安に時期を失しないように、薬液が雑草全体によく付着するようにていねいに散布すること。

#### 【変更後】

#### 7 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 散布直後の降雨は、効果を減するので、天候をよく見きわめてから散布すること。
- (3) 本剤は雑草の生育期に有効であるが、雑草が大きくなりすぎると効果が劣るので、草丈 30cm 程度を目安に時期を失しないように、薬液が雑草全体によく付着するようにていねいに散布すること。
- (4) 植物に薬液が付着すると薬害を生じるので散布液が付近の農作物、樹木の茎葉に飛散しないように散布すること。特に野菜類の生育期畦間散布で使用する場合は作物にかからないように十分注意して散布すること。
- (5) 茶（幼木）に使用するときは樹高 30cm 以上、雑草の草丈 20 cm 以下で処理すること。処理当年には摘採しないこと。薬液が付着した茶葉には黄化、褐変、落葉などの症状を生じることがあるので、噴口を低くして芽や新葉にかからないように注意して散布すること。
- (6) アスパラガスの立茎栽培で使用する場合は、萌芽している若茎に薬害を生じるおそれがあるので、散布後新たに萌芽した若茎を用いて立茎することが望ましい。
- (7) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (8) 散布液を調製した容器及び散布器具は使用後十分に洗っておくこと。
- (9) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は環

境に影響を与えないよう適切に処理すること。

- (10) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意すること。特に適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分に確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。